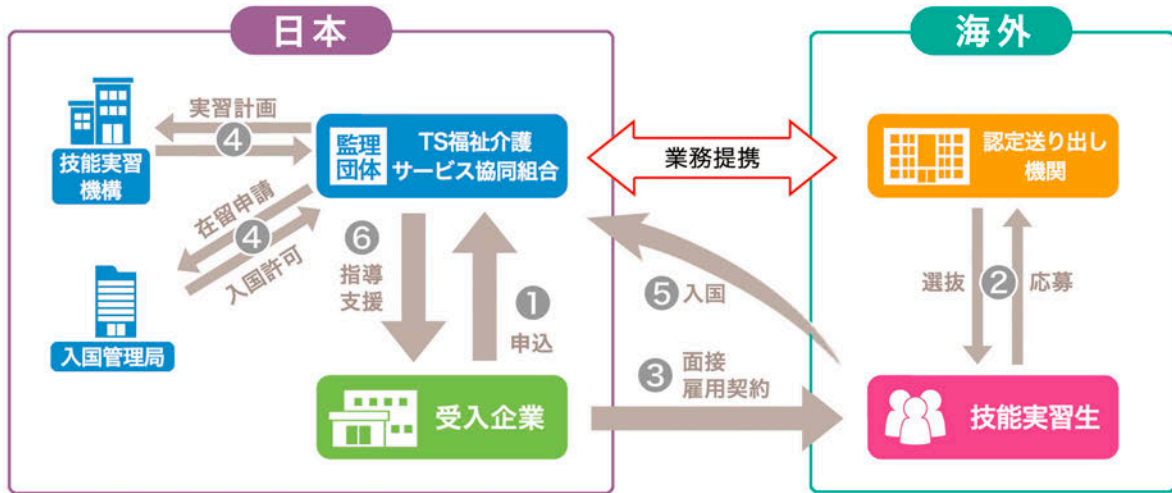


外国人技能実習制度とは

外国人技能実習制度は、開発途上国から若く意欲的な外国人材を技能実習生として日本に受け入れ、受入企業との雇用関係のもと実習を行う制度です。日本の技能、技術、知識を途上国へ移転させ、経済発展を担う人づくりに寄与することを目的としています。

★外国人技能実習制度の全体スキーム



- | | |
|--|---|
| <p>① 申込 組合加入の申し込みおよび募集条件（人数、給与等の雇用条件）をご提示ください。</p> <p>② 応募 選抜 外国政府が認定した送り出し機関が現地で募集しより条件に合致した候補者を選抜します。</p> <p>③ 面接 雇用契約 受入企業による書類選考及び面接等により内定者を決定し、技能実習生と雇用契約を結びます。技能実習生には日本の労働基準法が適用されます。</p> | <p>④ 実習計画 在留申請 入国許可 技能実習機構への実習計画提出・認定取得後、入国管理局への在留申請を行います。許可がおり次第、入国日を調整します。この間、技能実習生は現地で入国前講習を受けます。</p> <p>⑤ 入国 入国後講習 入国後、組合にて約1ヶ月間の入国後講習を行います。日本語学習や日本の生活習慣、介護導入講習などを実際に体験しながら身につけていきます。</p> <p>⑥ 指導 支援 受入企業における技能実習実施を円滑にするため、組合による定期的な訪問により指導や支援を行います。</p> |
|--|---|

技能実習期間と在留資格・処遇

実習実施期間	3年間（入国から176時間（約22日）程度の入国後講習が法令で義務づけられています） ※ 受入企業が技能実習の修了者を排出している等、受入体制について優良実習実施者の認定を受ける事ができる場合、在留資格「技能実習3号口」として更に2年間(通算5年)の実習延長が認められます。認定申請手続きは組合が行います。
在留資格1年目	技能実習1号口 ※ 2年目移行には技能検定試験基礎級の合格（学科・実技）が必要
在留資格2・3年目	技能実習2号口 ※ 3年目の技能実習修了前には技能検定試験専門級実技試験の受験が必要尚、技能実習3号口（4・5年目）を目指す場合は合格が必須
処 遇	地域別最低賃金（時間給換算）以上

受入人数枠

事業所の 常勤介護職員の総数	一般の実習実施者		優良な実習実施者		一般の実習実施者		
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)	第1号(1年間)	第2号(2年間)	受入れ人数枠の違い
3人～10人以下	1人	3人	2人	3人～10人	基本人数枠	基本人数枠の2倍	
11人以上～20人以下	2人	6人	4人	11人～20人	優良な実習実施者		
21人以上～30人以下	3人	9人	6人	21人～30人			第1号(1年間)
31人以上～40人以下	4人	12人	8人	31人～40人	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍
41人以上～50人以下	5人	15人	10人	41人～50人			
51人以上～71人以下	6人	18人	12人	51人～71人			

※ 「一般の実習実施者1号」の人数が「基本人数枠」となります。 ※ 技能実習3号の受入れは「優良な実習実施者の要件」を満たす必要があります。

技能実習生受入れでご準備いただくこと

技能実習生用の
宿舎を確保

(一人当たり約3畳以上目安)

技能実習責任者を
おくこと

(会社に一人必須です)

技能実習指導員を
おくこと

(5年以上の実務経験者および、
一人は介護福祉士であること)

生活指導員を
おくこと

(実務経験等の要件なし)

冷暖房器具、
寝具、シャワー設備、
自炊設備など

スケジュールの目安



受入実績

ミャンマー・ベトナム・インドネシア・中国より70名が入国！

(2022年12月31日時点)

受入れ対象国



ミャンマー



ベトナム



インドネシア



ネパール



現在も随時、申請手続きを進めており、今後も入国を予定しております。
当組合では現地で日本語と介護技術を学んだ優秀な人材をご紹介します。